

活水女子大学障がいのある学生の修学支援に関するガイドライン

活水女子大学（以下、「本学」という。）は、障がいのある学生の修学支援に関するガイドラインを次の通り定める。

1. 目的

このガイドラインは、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令に基づき、本学における障がいのある学生に対する修学支援に関し、基本となる事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

(1) 本学は、障がいのある学生が、障がいの無い学生と教育・研究及びその他の関連する活動全般に対して平等に参加出来る学修機会の確保に努める。

(2) 本学は、障がいの有無にかかわらず、全ての学生がお互いの立場を尊重し、共に学びあう環境を整備する。

(3) 本学は、障がいのある学生が社会で活躍する人材へと成長出来るよう支援する。

3. 定義

本ガイドラインにおける用語の定義は以下の通りとする。

(1) 障がい

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会的生活に相当な制限を受ける状態であること。

(2) 社会的障壁

障がいがある学生にとって日常生活又は社会的生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、習慣、慣行、観念、その他一切のもの。

(3) 差別的取り扱い

正当な理由なく、障がいを理由として、教育・研究及びその他の関連する活動全般について機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障がいのない学生に対して付してはいけない条件を付すことにより障がいのある学生の権利利益を侵害すること。

4. 合理的配慮の提供

本学は、障がいのある学生から社会的障壁除去の意思表示があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障がいのある学生の権利利益を侵害することが無いよう、当該学生の障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を提供するよう努める。意思の表明が無い場合であっても、当該学生がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該学生に対して適切な合理的配慮を提案するよう努める。

5. 紛争の防止及び解決のための体制

障がいを理由とする差別(合理的配慮の不提供、不当な差別的取扱い等)に関する紛争の防止又は解決を図るための体制は以下のとおりとする。

(1) 紛争の防止「障がい学生支援委員会」

(2) 紛争の解決「人権委員会」

6. 研修・啓発

本学は、障がいを理由とする差別の解消を図るために、学内教職員に対して必要な研修及び啓発を行う。

附 則 1 このガイドラインは、2020年（令和2年）3月1日から施行する。

附 則 2 このガイドラインは、2025年（令和7年）2月1日から施行する。